

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第52条第14項(第3号に係る部分に限る。)、第53条第4項若しくは第5項若しくは第55条第3項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第58条第2項若しくは第59条の2第1項</p> <p>の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 次号に規定する許可以外の許可を受けようとする場合 別表第1の1の表の1の項に規定する図書</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第67条の6の規定により読み替えて適用する法第52条第14項(第3号に係る部分に限る。)、第53条第5項(第4号に係る部分に限る。)、第55条第3項又は第58条第2項の規定による許可を受けようとする場合 別表第1の1の表の1の2の項に規定する図書</p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項(第3号を除く。)、第53条第6項第3号、第53条の2第1</p>	<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第52条第14項(第3号に係る部分に限る。)、第53条第4項若しくは第5項、第55条第3項、第57条の4第1項ただし書、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第58条第2項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号若しくは第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項(第3号を除く。)、第53条第6項第3号、第53条の2第1</p>	

項第3号若しくは第4号、第55条第4項各号のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項

、第68条の7第5項、第85条第3項若しくは第5項から第7項まで又は第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項の規定による申請書（法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第44号様式による申請書）の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の1の項に規定する図書については、既に所長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。

3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書

を添え

て、知事に提出しなければならない。

(1) 次号に規定する許可以外の許可を受けようとする場合

項第3号若しくは第4号、第55条第4項各号のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の3第4項、第68条

の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項若しくは第5項から第7項まで又は第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項の規定による申請書（法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第44号様式による申請書）の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の1の項に規定する図書については、既に所長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。

3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書（工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物に係る当該規定による許可の申請にあつては、当該図書及び別記第1号様式による調書）を添えて、知事に提出しなければならない。

（削る）

別表第1の1の表の2の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書）

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第17条第2項の規定により読み替えて適用する法第48条第1項から第13項まで（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定のただし書の規定による許可を受けようとする場合 別表第1の1の表の2の2の項に規定する図書(当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書)

4 前項に規定する許可が法第48条第15項に規定する特例許可である場合において、当該許可の申請に係る建築が同条第16項各号のいずれかに該当するものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「副本2通」とあるのは「副本」と、「知事」とあるのは「所長」とする。

5 法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の3の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

6 法第57条の4第1項ただし書、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書又は第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

7 法第67条第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規

(削る)

4 前項に規定する許可が法第48条第15項に規定する特例許可である場合において、当該許可の申請に係る建築が同条第16項各号のいずれかに該当するものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「副本2通」とあるのは「副本」と、「知事」とあるのは「所長」とする。

5 法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の3の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の5の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

8 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の6の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

9 法第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の7の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

10 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第4項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の8の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

11 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規

(削る)

(削る)

6 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第4項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

7 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規

定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)の規定(法第 48 条第 16 項各号のいずれかに該当する場合に限る。)により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

(認定申請書及び添付図書)

第 3 条の 2 令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第 2 号様式による申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第 2 項に規定する承諾書及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(1) 次号に規定する認定以外の認定を受けようとする場合 別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 43 条第 2 項の規定による認定を受けようとする場合 別表第 1 の 2 の表の 1 の 2 の項に規定する図書

3 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副

定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)の規定(法第 48 条第 16 項各号のいずれかに該当する場合に限る。)により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 4 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

8 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

(認定申請書及び添付図書)

第 3 条の 2 令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第 2 号様式による申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第 2 項に規定する承諾書及び別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する 図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

3 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副

本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項

又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

6 法第68条第5項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

7 法第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5又は第68条の5の6の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

8 法第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

9 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及

本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の

5、第68条の5の6又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

6 法第68条第5項又は第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

7 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及

び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

10 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

11 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ**別表第1の2の表の5の項**に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。

12 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ**別表第1の2の表の6の項**に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

13 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

14 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

8 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

9 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ**別表第1の2の表の3の項**に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。

10 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ**別表第1の2の表の4の項**に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

11 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

別表第1（第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係）

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項	
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
		(2) 配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別 土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	(3) 各階平面図	縮尺及び方位	
		間取、各室の用途及び床面積	
		壁及び開口部の位置	
		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置	
	(4) 2面以上の立面図	縮尺	
		開口部の位置	
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	
	(5) 2面以上の断面図	縮尺	
		地盤面	
		各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	
	<u>1</u> <u>の</u>	<u>(1) 1の表の1の項に規定する図書</u>	<u>当該図書に係る1の項に規定する明示事項</u>

別表第1（第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係）

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項	
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
		(2) 配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別 土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	(3) 各階平面図	縮尺及び方位	
		間取、各室の用途及び床面積	
		壁及び開口部の位置	
		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置	
	(4) 2面以上の立面図	縮尺	
		開口部の位置	
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	
	(5) 2面以上の断面図	縮尺	
		地盤面	
		各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	
	<u>(</u> <u>削</u> <u>る</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

2	(2) 区域図	縮尺及び方位					
		建築物再生可能エネルギー利用促進 区域の境界線					
		敷地の位置					
2	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項		2	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	
	(2) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途			(2) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途	
2 の 2	(1) 2の項に規定する図書	当該図書に係る2の項に規定する明示事項			((削る))	(削る)	
	(2) 区域図	縮尺及び方位 空家等活用促進区域の境界線 敷地の位置			(削る)	(削る)	
3	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項		3	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	
	(2) 日影図	縮尺及び方位			縮尺及び方位	(2) 日影図	縮尺及び方位
		敷地境界線			敷地境界線		敷地境界線
		用途地域等の境界線			用途地域等の境界線		用途地域等の境界線
		日影時間の異なる区域の境界線			日影時間の異なる区域の境界線		日影時間の異なる区域の境界線
		敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅		敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅
		敷地内における建築物の位置			敷地内における建築物の位置		敷地内における建築物の位置
		平均地盤面からの建築物の各部分の高さ			平均地盤面からの建築物の各部分の高さ		平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
		法第56条の2第1項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定			法第56条の2第1項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定		法第56条の2第1項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。）

		線」という。)			
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線
		土地の高低			土地の高低
	(3) 日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式		(3) 日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式
	(4) 平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式		(4) 平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
4	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	(削る)	(削る)	(削る)
	(2) 区域図	縮尺及び方位 特例容積率適用地区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区の境界線 特例敷地又は敷地の位置	(削る)	(削る)	(削る)
5	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	(削る)	(削る)	(削る)
	(2) 区域図	縮尺及び方位 特定防災街区整備地区の区域の境界	(削る)	(削る)	(削る)

		線
		<u>防災都市計画施設の位置</u>
		<u>敷地の位置</u>
6	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位 景観地区の区域の境界線 <u>敷地の位置</u>
7	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位 地区計画及び地区整備計画並びに再開発等促進区画の区域の境界線又は沿道地区計画及び沿道地区整備計画並びに沿道再開発等促進区画の区域の境界線 <u>敷地の位置</u>
8	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位 敷地の境界線 敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ロ又はハに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
	(3) 平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
	(4) 側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法

	(削る)	(削る)
削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
削る)	(削る)	(削る)
4	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位 敷地の境界線 敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ロ又はハに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）
	(3) 平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
	(4) 側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法

面図	寸法
(5) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途

2 認定申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
1の2	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位 空家等活用促進区域の境界線 敷地の位置
2	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位 地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置
	(3) 建築限界を表示する断面図	縮尺、地区計画で定められた建築限界を表示する縦断面図及び横断面図
3	1の表の6の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の6の項に規定する明示事項
4	1の表の7の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の7の項に規定する明示事項

(5) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途
------------------------------	--------------------------------

2 認定申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
2	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(削る)	(削る)
	(2) 建築限界を表示する断面図	縮尺、地区計画で定められた建築限界を表示する縦断面図及び横断面図
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
3	(1) 1の表の1の項	当該図書に係る1の表の1の項に規定

<u>5</u>	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(2) 崖又は擁壁の断面図	縮尺
		崖の上端又は下端から建築物までの水平距離
		崖の高さ、勾配及び土質
		切土又は盛土をする前の地盤面
		崖面の保護方法
		擁壁の寸法及び勾配
		裏込コンクリートの寸法
		透水層の位置及び寸法
		擁壁を設置する前後の地盤面
		基礎地盤の土質
		基礎ぐいの位置、材料及び寸法
		水抜き穴の位置及び寸法
		<u>6</u>
(2) 現況図	縮尺及び方位	
	敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途	
	敷地周囲の通路及び空地の配置	
	隣地の土地利用	

	に規定する図書	する明示事項
	(2) 崖又は擁壁の断面図	縮尺
		崖の上端又は下端から建築物までの水平距離
		崖の高さ、勾配及び土質
		切土又は盛土をする前の地盤面
		崖面の保護方法
		擁壁の寸法及び勾配
		裏込コンクリートの寸法
		透水層の位置及び寸法
		擁壁を設置する前後の地盤面
		基礎地盤の土質
		基礎ぐいの位置、材料及び寸法
		水抜き穴の位置及び寸法
<u>4</u>	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(2) 現況図	縮尺及び方位 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途 敷地周囲の通路及び空地の配置 隣地の土地利用

3 指定申請の添付図書

図書の種類	明示する事項
<u>1</u> 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
<u>2</u> 区域図	<u>縮尺及び方位</u>
	<u>特例容積率適用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区の境界線</u>
	<u>特例敷地又は敷地の位置</u>

3 指定申請の添付図書

図書の種類	明示する事項
<u>1</u> の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

別表第2（第6条関係）

区分	手数料 の名称	手数料の額
1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査 (1) (2) <u> </u> に掲げる場合以外の場合 ア 建築物（イに掲げる部分を除く。）に係るもの （ア） 建築物を建築する場合 （イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。） a 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの (a) (b) <u> </u> に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号	建築物 確認申 請手数 料	1件につき <u>9,180円</u> 1件につき <u>18,360円</u>

別表第2（第6条関係）

区分	手数料 の名称	手数料の額
1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査 (1) (2) <u>及び(3)</u> に掲げる場合以外の場合 ア 建築物（イに掲げる部分を除く。）に係るもの （ア） 建築物を建築する場合 （イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。） a 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの (a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号	建築物 確認申 請手数 料	1件につき <u>9,840円</u> 1件につき <u>19,680円</u>

<p>から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>b 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b) _____ に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>31,620円</u></p> <p>1件につき <u>57,120円</u></p>	<p>から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合</p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法 第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p>b 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法 第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p><u>1件につき 17,000円</u></p> <p>1件につき <u>32,830円</u></p> <p>1件につき <u>60,330円</u></p> <p><u>1件につき 54,120円</u></p>
--	---	---	---

<p>c 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>33,760円</u></p>	<p><u>定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>c 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>41,440円</u></p>
<p>(a) (b) <u> </u>に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>66,300円</u></p>	<p>(a) (b) <u>及び(c)</u>に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>69,650円</u></p>	
<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>		<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>		
<p><u>(新設)</u></p>		<p><u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>62,600円</u></p>	
<p><u>(新設)</u></p>		<p><u>d 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築</u></p>		

d 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートルを超え、500平方

物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの

(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

e 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が300平方メートルを超え、500平方

1件につき 68,950円

1件につき 94,090円

1件につき 84,420円

メートル以内のもの			メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の 場合	1件につき	<u>61,200円</u>	(a) (b)に掲げる場合以外の 場合	1件につき	<u>68,950円</u>
(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合	1件につき	<u>88,740円</u>	(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合	1件につき	<u>94,090円</u>
<u>e</u> 当該建築に係る部分の床面 積（既存の建築物を増築して 当該増築する部分と一の建築 物となる場合にあつては、当 該増築する部分の床面積に既 存の建築物の床面積の2分の 1を加えた床面積）が500平 方メートルを超え、1,000平 方メートル以内のもの	1件につき	<u>157,080円</u>	<u>f</u> 当該建築に係る部分の床面 積（既存の建築物を増築して 当該増築する部分と一の建築 物となる場合にあつては、当 該増築する部分の床面積に既 存の建築物の床面積の2分の 1を加えた床面積）が500平 方メートルを超え、1,000平 方メートル以内のもの	1件につき	<u>166,540円</u>
<u>f</u> 当該建築に係る部分の床面 積（既存の建築物を増築して 当該増築する部分と一の建築 物となる場合にあつては、当 該増築する部分の床面積に既 存の建築物の床面積の2分の 1を加えた床面積）が1,000 平方メートルを超え、2,000	1件につき	<u>214,200円</u>	<u>g</u> 当該建築に係る部分の床面 積（既存の建築物を増築して 当該増築する部分と一の建築 物となる場合にあつては、当 該増築する部分の床面積に既 存の建築物の床面積の2分の 1を加えた床面積）が1,000 平方メートルを超え、2,000	1件につき	<u>227,430円</u>

<p>平方メートル以内のもの</p> <p><u>g</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>377,400円</u></p>	<p>平方メートル以内のもの</p> <p><u>h</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>405,930円</u></p>	
<p><u>h</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>508,980円</u></p>	<p><u>i</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>541,350円</u></p>	
<p><u>i</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既</p>	<p>1件につき <u>676,260円</u></p>	<p><u>i</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既</p>	<p>1件につき <u>722,320円</u></p>	

<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>18,360円</u></p>	<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>19,680円</u></p> <p>1件につき <u>17,000円</u></p>
<p>b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>31,620円</u></p>	<p>b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>32,830円</u></p>
<p>(a) (b) <u> </u>に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>57,120円</u></p>	<p>(a) (b) <u>及び(c)</u>に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>60,330円</u></p>
<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>54,120円</u></p>	<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>54,120円</u></p>

c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(a) (b) に掲げる場合以外の場合

1件につき 38,760円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 66,300円

(新設)

(新設)

c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(a) (b) 及び(c)に掲げる場合以外の場合

1件につき 41,440円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 69,650円

(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 62,600円

d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの

<p><u>d</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、<u>200</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>61,200円</u>	(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>68,950円</u>
	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>88,740円</u>	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>94,090円</u>
	<u>e</u> 当該計画の変更に係る部分	1件につき	<u>157,080円</u>	(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>84,420円</u>
<p><u>e</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、<u>300</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>68,950円</u>	<p><u>f</u> 当該計画の変更に係る部分</p>	1件につき	<u>166,540円</u>
	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>94,090円</u>		1件につき	<u>94,090円</u>

<p>の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>		<p>の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>		
<p><u>f</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>214,200円</u></p>	<p><u>g</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>227,430円</u></p>	
<p><u>g</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>377,400円</u></p>	<p><u>h</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>405,930円</u></p>	
<p><u>h</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p>	<p>1件につき <u>508,980円</u></p>	<p><u>i</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p>	<p>1件につき <u>541,350円</u></p>	

<p>が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p><u>i</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p><u>j</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5万平方メートルを超えるもの</p> <p>(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(エ)に掲げる場合を除く。）</p> <p>a 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートル以内の</p>	<p>1件につき <u>676,260円</u></p> <p>1件につき <u>1,103,640円</u></p>	<p>が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p><u>j</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p><u>k</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5万平方メートルを超えるもの</p> <p>(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(エ)に掲げる場合を除く。）</p> <p>a 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートル以内の</p>	<p>1件につき <u>722,320円</u></p> <p>1件につき <u>1,162,740円</u></p>
---	---	---	---

<p>もの</p> <p>(a) (b) _____ に掲げる場 合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>9,180円</u></p> <p>1件につき <u>18,360円</u></p>	<p>もの</p> <p>(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場 合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合</p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法 第20条第1項第4号イに規 定する基準への適合性審査 を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>9,840円</u></p> <p>1件につき <u>19,680円</u></p> <p>1件につき <u>17,000円</u></p>
<p>b 当該移転、修繕、模様替又 は用途の変更に係る部分の床 面積が30平方メートルを超 え、100平方メートル以内の もの</p> <p>(a) (b) _____ に掲げる場 合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>31,620円</u></p> <p>1件につき <u>57,120円</u></p>	<p>b 当該移転、修繕、模様替又 は用途の変更に係る部分の床 面積が30平方メートルを超 え、100平方メートル以内の もの</p> <p>(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場 合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合</p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法 第20条第1項第4号イに規</u></p>	<p>1件につき <u>32,830円</u></p> <p>1件につき <u>60,330円</u></p> <p>1件につき <u>54,120円</u></p>

<p>c 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>38,760円</u>	<p><u>定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>c 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>41,440円</u>
<p>(a) (b) <u> </u>に掲げる場合以外の場合</p>	1件につき	<u>66,300円</u>	<p>(a) (b) <u>及び(c)</u>に掲げる場合以外の場合</p>	1件につき	<u>69,650円</u>	
<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	<u>66,300円</u>	<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	<u>62,600円</u>	
<p><u>(新設)</u></p>			<p><u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	1件につき	<u>68,950円</u>	
<p><u>(新設)</u></p>			<p><u>d 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u></p>	<p>(a) (b) <u>及び(c)</u>に掲げる場合以外の場合</p>	1件につき	<u>68,950円</u>

<p><u>d</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が<u>200</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>61,200円</u></p>	<p><u>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>94,090円</u></p>
<p>(a) (b)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>61,200円</u></p>	<p><u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>84,420円</u></p>
<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>1件につき <u>88,740円</u></p>	<p><u>e</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が<u>300</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>68,950円</u></p>
<p><u>e</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>157,080円</u></p>	<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>1件につき <u>94,090円</u></p>
		<p><u>f</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>166,540円</u></p>

<p><u>f</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>214,200円</u></p>	<p><u>g</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>227,430円</u></p>
<p><u>g</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>377,400円</u></p>	<p><u>h</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>405,930円</u></p>
<p><u>h</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>508,980円</u></p>	<p><u>i</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>541,350円</u></p>
<p><u>i</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>676,260円</u></p>	<p><u>j</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>722,320円</u></p>
<p><u>j</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき <u>1,103,640円</u></p>	<p><u>k</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき <u>1,162,740円</u></p>

<p>(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合</p> <p>a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b) <u> </u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b) <u> </u>に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>9,180円</u></p> <p>1件につき <u>18,360円</u></p> <p>1件につき <u>31,620円</u></p>	<p>(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合</p> <p>a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b) <u>及び(c)</u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p>b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b) <u>及び(c)</u>に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>9,840円</u></p> <p>1件につき <u>19,680円</u></p> <p>1件につき <u>17,000円</u></p> <p>1件につき <u>32,830円</u></p>	
--	--	---	--	--

<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	1件につき	<u>57,120円</u>	<p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	1件につき	<u>60,330円</u>
<p>c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	1件につき	38,760円	<p>c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>41,440円</u>
<p>(a) (b)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	1件につき	66,300円	<p>(a) (b)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	1件につき	<u>69,650円</u>
<p><u>(新設)</u></p>			<p><u>d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、200</u></p>	1件につき	<u>62,600円</u>

<p><u>d</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、<u>200</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>e</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、500</p>	<p>1件につき <u>61,200円</u></p> <p>1件につき <u>88,740円</u></p> <p>1件につき <u>157,080円</u></p>	<p><u>平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p><u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p><u>e</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、<u>300</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>f</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、500</p>	<p>1件につき <u>68,950円</u></p> <p>1件につき <u>94,090円</u></p> <p>1件につき <u>84,420円</u></p> <p>1件につき <u>68,950円</u></p> <p>1件につき <u>94,090円</u></p> <p>1件につき <u>166,540円</u></p>	
--	--	--	--	--

平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの			平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		
<u>f</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>214,200円</u>	<u>g</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>227,430円</u>
<u>g</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>377,400円</u>	<u>h</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>405,930円</u>
<u>h</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>508,980円</u>	<u>i</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>541,350円</u>
<u>i</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>676,260円</u>	<u>i</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>722,320円</u>
<u>j</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5万平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>1,103,640円</u>	<u>k</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5万平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>1,162,740円</u>
イ 建築設備に係るもの			イ 建築設備に係るもの		
(ア) 建築設備を設置する場合 (イ) に掲げる場合を除	1件につき	<u>23,460円</u>	(ア) 建築設備を設置する場合 (イ) に掲げる場合を除	1件につき	<u>24,630円</u>

<p>く。)</p> <p>(イ) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>16,320円</u></p>	<p>く。)</p> <p>(イ) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合</p> <p><u>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び3の項において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p><u>ア 一戸建ての住宅(1棟の建築物からなる1戸の住宅(基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。)をいう。以下この項において同じ。)の場合</u></p>	<p>1件につき <u>17,130円</u></p> <p><u>1件につき左欄の(1)に定める額と次の区分に応じ、それぞれに定める額とを加えた額</u></p> <p><u>(1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 20,800円</u></p> <p><u>(2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超えるもの</u></p>
--	-----------------------------	---	---

		<p><u>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋 その他一戸建ての住宅以外の住 宅をいう。）の場合</u></p>	<p><u>21,840円</u></p> <p><u>1件につき左欄の</u> <u>(1)に定める額と次の</u> <u>区分に応じ、それぞ</u> <u>れに定める額とを加</u> <u>えた額</u></p> <p><u>(1) 当該建築物の床</u> <u>面積が300平方メー</u> <u>トル以内のもの 3</u> <u>8,490円</u></p> <p><u>(2) 当該建築物の床</u> <u>面積が300平方メー</u> <u>トルを超え、2,000</u> <u>平方メートル以内</u> <u>のもの 66,580円</u></p> <p><u>(3) 当該建築物の床</u> <u>面積が2,000平方メ</u> <u>ートルを超え、5,0</u> <u>00平方メートル以</u> <u>内のもの 119,640</u></p> <p><u>円</u></p> <p><u>(4) 当該建築物の床</u> <u>面積が5,000平方メ</u> <u>ートルを超え、1</u></p>	
--	--	--	--	--

<p>(2) 法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合</p> <p>ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除</p>	<p>1件につき左欄の1の(1)に定める額</p>	<p>(3) 法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合</p> <p>ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除</p>	<p>万平方メートル以内のもの 181,020円</p> <p>(5) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 321,480円</p> <p>(6) 当該建築物の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 547,250円</p> <p>(7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 963,410円</p> <p>1件につき左欄の(1)に定める額</p>
---	---------------------------	---	---

く。)

に法第

6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額

(1) 当該建築物の床

く。)

(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合にあっては、左欄の(2)に定める額)と法第

6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める 額とを合計した額を加えた額

(1) 当該建築物の床

面積が200平方メートル以内のもの 19,440円

(2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円

(3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,050円

(4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 189,410円

(5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 226,330円

面積が200平方メートル以内のもの 25,410円

(2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円

(3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円

(4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円

(5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円

<p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (移転する場合を除く。)</p>	<p><u>円</u> (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590</u></p> <p><u>円</u> (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるものの <u>552,120円</u> 1件につき<u>左欄の1の(1)に定める額</u> <hr/><hr/><hr/><hr/><hr/><hr/><u>に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分</u></p>	<p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (移転する場合を除く。)</p>	<p><u>円</u> (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610</u></p> <p><u>円</u> (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるものの <u>579,720円</u> 1件につき<u>左欄の(1)に定める額(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合にあつては左欄の(2)に定める額)</u>と法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分</p>	
--	---	--	--	--

がエキスパンション
ジョイントその他の
相互に応力を伝えな
い構造方法のみで接
している建築物の当
該建築物の部分は、
それぞれ別の建築物
とみなす。) ごとに
次の区分に応じ、そ
れぞれに定める金額
を合計した額を加
えた額

(1) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1
(床面積が増加す
る場合にあつて
は、当該増加する
部分の床面積に当
該増加する部分以
外の床面積の2分
の1を加えた床面
積)が200平方メー
トル以内のもの 1

がエキスパンション
ジョイントその他の
相互に応力を伝えな
い構造方法のみで接
している建築物の当
該建築物の部分は、
それぞれ別の建築物
とみなす。) ごとに
次の区分に応じ、そ
れぞれに定める額
とを合計した額を加
えた額

(1) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1
(床面積が増加す
る場合にあつて
は、当該増加する
部分の床面積に当
該増加する部分以
外の床面積の2分
の1を加えた床面
積)が200平方メー
トル以内のもの 1

19,440円

- (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円
- (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分

25,410円

- (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円
- (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分

の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,050円

(4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつて

は、当該増加する

部分の床面積に当

該増加する部分以

外の床面積の2分

の1を加えた床面

積)が1,000平方メ

ートルを超え、2,0

00平方メートル以

内のもの 189,410

円

(5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加す

の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円

(4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつて

は、当該増加する

部分の床面積に当

該増加する部分以

外の床面積の2分

の1を加えた床面

積)が1,000平方メ

ートルを超え、2,0

00平方メートル以

内のもの 198,880

円

(5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加す

る場合にあつて
は、当該増加する
部分の床面積に当
該増加する部分以
外の床面積の2分
の1を加えた床面
積)が2,000平方メ
ートルを超え、1
万平方メートル以
内のもの 226,330

円

(6) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1
(床面積が増加す
る場合にあつて
は、当該増加する
部分の床面積に当
該増加する部分以
外の床面積の2分
の1を加えた床面
積)が1万平方メ
ートルを超え、5
万平方メートル以

る場合にあつて
は、当該増加する
部分の床面積に当
該増加する部分以
外の床面積の2分
の1を加えた床面
積)が2,000平方メ
ートルを超え、1
万平方メートル以
内のもの 237,640

円

(6) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1
(床面積が増加す
る場合にあつて
は、当該増加する
部分の床面積に当
該増加する部分以
外の床面積の2分
の1を加えた床面
積)が1万平方メ
ートルを超え、5
万平方メートル以

<p>ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）</p>	<p>内のもの <u>300,590円</u></p> <p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u></p> <p>1件につき<u>左欄の1の(1)</u>に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応</p>	<p>ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）</p>	<p>内のもの <u>315,610円</u></p> <p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u></p> <p>1件につき<u>左欄の(1)</u>に定める額と法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応</p>
--	---	--	---

力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額

(1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 119,440円

(2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円

(3) 当該移転、修繕

力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額とを合計した額を加えた額

(1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 125,410円

(2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円

(3) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が500平方
メートルを超え、
1,000平方メートル
以内のもの 166,0

50円

(4) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が1,000平
方メートルを超
え、2,000平方メー
トル以内のもの 1

89,410円

(5) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が2,000平
方メートルを超
え、1万平方メー
トル以内のもの 2

26,330円

(6) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が500平方
メートルを超え、
1,000平方メートル
以内のもの 174,3

50円

(4) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が1,000平
方メートルを超
え、2,000平方メー
トル以内のもの 1

98,880円

(5) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が2,000平
方メートルを超
え、1万平方メー
トル以内のもの 2

37,640円

(6) 当該移転、修繕

<p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</p>	<p>又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u></p> <p>(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u></p> <p>1件につき<u>左欄の1の(1)</u>に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している</p>	<p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</p>	<p>又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u></p> <p>(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u></p> <p>1件につき<u>左欄の(1)</u>に定める額と法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している</p>
---	---	---	---

	<p>建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額</p> <p>(1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>119,440円</u></p> <p>(2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u></p> <p>(3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを</p>		<p>建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額とを合計した額を加えた額</p> <p>(1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>125,410円</u></p> <p>(2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u></p> <p>(3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを</p>	
--	---	--	---	--

	<p>超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u></p> <p>(4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410円</u></p> <p>(5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330円</u></p> <p>(6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u></p>		<p>超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u></p> <p>(4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880円</u></p> <p>(5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640円</u></p> <p>(6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u></p>	
--	---	--	---	--

		(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>55</u> <u>2,120円</u>			(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>57</u> <u>9,720円</u>
2 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	構造計算適合性判定 手数料	1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物	2 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	構造計算適合性判定 手数料	1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物

とみなす。) ごとに
次の区分に応じ、そ
れぞれに定める金額
を合計した額

(1) 当該建築物の床
面積が200平方メー
トル以内のもの 1
19,440円

(2) 当該建築物の床
面積が200平方メー
トルを超え、500平
方メートル以内の
もの 142,800円

(3) 当該建築物の床
面積が500平方メー
トルを超え、1,000
平方メートル以内
のもの 166,050円

(4) 当該建築物の床
面積が1,000平方メ
ートルを超え、2,0
00平方メートル以
内のもの 189,410
円

とみなす。) ごとに
次の区分に応じ、そ
れぞれに定める額
を合計した額

(1) 当該建築物の床
面積が200平方メー
トル以内のもの 1
25,410円

(2) 当該建築物の床
面積が200平方メー
トルを超え、500平
方メートル以内の
もの 149,940円

(3) 当該建築物の床
面積が500平方メー
トルを超え、1,000
平方メートル以内
のもの 174,350円

(4) 当該建築物の床
面積が1,000平方メ
ートルを超え、2,0
00平方メートル以
内のもの 198,880
円

<p>イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>(5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330円</u></p> <p>円</p> <p>(6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u></p> <p>円</p> <p>(7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えな</p>	<p>イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>(5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640円</u></p> <p>円</p> <p>(6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u></p> <p>円</p> <p>(7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えな</p>
--	--	--	--

い構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額

(1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 90,470円

(2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 102,100円

(3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 113,830円

(4) 当該建築物の床面積が1,000平方メ

い構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める 額を合計した額

(1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 94,990円

(2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 107,200円

(3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 119,520円

(4) 当該建築物の床面積が1,000平方メ

<p>(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）</p> <p>ア 法第20条第1項第2号イの国土</p>	<p>一トルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>125,460</u>円</p> <p>㊦</p> <p>(5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>142,390</u>円</p> <p>㊦</p> <p>(6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>179,520</u>円</p> <p>㊦</p> <p>(7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるものの <u>303,550円</u></p> <p>1件につき法第6条</p>	<p>(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）</p> <p>ア 法第20条第1項第2号イの国土</p>	<p>一トルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>131,730</u>円</p> <p>㊦</p> <p>(5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>149,500</u>円</p> <p>㊦</p> <p>(6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>188,490</u>円</p> <p>㊦</p> <p>(7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるものの <u>318,720円</u></p> <p>1件につき法第6条</p>
--	--	--	--

交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合

の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額

- (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分

交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合

の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

- (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分

の1を加えた床面積)が200平方メートル以内のもの 19,440円

(2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円

(3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する

の1を加えた床面積)が200平方メートル以内のもの 25,410円

(2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円

(3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する

部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,050円

(4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 189,410

円

(5) 当該計画の変更

部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円

(4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1
(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880

円

(5) 当該計画の変更

に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 226,330

円

(6) 当該計画の変更

に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面

に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640

円

(6) 当該計画の変更

に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面

<p>イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u></p> <p><u>円</u></p> <p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるものの <u>552,120円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物(2以上の部分がエキスパンション</p>	<p>イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u></p> <p><u>円</u></p> <p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるものの <u>579,720円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物(2以上の部分がエキスパンション</p>
--	---	--	---

ジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額

(1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積) が200平方メートル以内のもの 90,470円

(2) 当該計画の変更

ジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

(1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積) が200平方メートル以内のもの 94,990円

(2) 当該計画の変更

に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 102,100円

(3) 当該計画の変更

に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メー

に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 107,200円

(3) 当該計画の変更

に係る建築物の床面積の2分の1

(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メー

トルを超え、1,000
平方メートル以内
のもの 113,830円

(4) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1

(床面積が増加す
る場合にあつて
は、当該増加する
部分の床面積に当
該増加する部分以
外の床面積の2分
の1を加えた床面
積)が1,000平方メ
ートルを超え、2,0
00平方メートル以
内のもの 125,460

円

(5) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1

(床面積が増加す
る場合にあつて
は、当該増加する

トルを超え、1,000
平方メートル以内
のもの 119,520円

(4) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1

(床面積が増加す
る場合にあつて
は、当該増加する
部分の床面積に当
該増加する部分以
外の床面積の2分
の1を加えた床面
積)が1,000平方メ
ートルを超え、2,0
00平方メートル以
内のもの 131,730

円

(5) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1

(床面積が増加す
る場合にあつて
は、当該増加する

部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 142,390

円

(6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 179,520

円

部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 149,500

円

(6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 188,490

円

<p>(3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるものの <u>303,550円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の</p>	<p>(3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるものの <u>318,720円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の</p>
---	---	---	---

相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額

(1) 当該移転、修繕

又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 119,440円

(2) 当該移転、修繕

又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円

(3) 当該移転、修繕

相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額

(1) 当該移転、修繕

又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 125,410円

(2) 当該移転、修繕

又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円

(3) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が500平方
メートルを超え、
1,000平方メートル
以内のもの 166,0

50円

(4) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が1,000平
方メートルを超
え、2,000平方メー
トル以内のもの 1

89,410円

(5) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が2,000平
方メートルを超
え、1万平方メー
トル以内のもの 2

26,330円

(6) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が500平方
メートルを超え、
1,000平方メートル
以内のもの 174,3

50円

(4) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が1,000平
方メートルを超
え、2,000平方メー
トル以内のもの 1

98,880円

(5) 当該移転、修繕

又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が2,000平
方メートルを超
え、1万平方メー
トル以内のもの 2

37,640円

(6) 当該移転、修繕

<p>イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u></p> <p>(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、</p>	<p>イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u></p> <p>(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、</p>	
--	--	--	--	--

それぞれ別の建築物
とみなす。) ごとに
次の区分に応じ、そ
れぞれに定める金額
を合計した額

(1) 当該移転、修繕
又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が200平方
メートル以内のも
の 90,470円

(2) 当該移転、修繕
又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が200平方
メートルを超え、5
00平方メートル以
内のもの 102,100
円

(3) 当該移転、修繕
又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が500平方
メートルを超え、

それぞれ別の建築物
とみなす。) ごとに
次の区分に応じ、そ
れぞれに定める 額
を合計した額

(1) 当該移転、修繕
又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が200平方
メートル以内のも
の 94,990円

(2) 当該移転、修繕
又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が200平方
メートルを超え、5
00平方メートル以
内のもの 107,200
円

(3) 当該移転、修繕
又は模様替に係る
建築物の床面積の
2分の1が500平方
メートルを超え、

	<p>1,000平方メートル以内のもの <u>113,830円</u></p> <p>(4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>125,460円</u></p> <p>(5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>142,390円</u></p> <p>(6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超</p>		<p>1,000平方メートル以内のもの <u>119,520円</u></p> <p>(4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>131,730円</u></p> <p>(5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>149,500円</u></p> <p>(6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超</p>	
--	--	--	--	--

<p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</p> <p>ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>え、5万平方メートル以内のもの <u>179,520円</u></p> <p>(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>303,550円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、</p>	<p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</p> <p>ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>え、5万平方メートル以内のもの <u>188,490円</u></p> <p>(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>318,720円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、</p>
--	---	--	---

それぞれ別の建築物
とみなす。) ごとに
次の区分に応じ、そ
れぞれに定める金額
を合計した額

(1) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が2
00平方メートル以
内のもの 119,440
円

(2) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が2
00平方メートルを
超え、500平方メー
トル以内のもの 1
42,800円

(3) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が5
00平方メートルを
超え、1,000平方メ
ートル以内のもの

それぞれ別の建築物
とみなす。) ごとに
次の区分に応じ、そ
れぞれに定める 額
を合計した額

(1) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が2
00平方メートル以
内のもの 125,410
円

(2) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が2
00平方メートルを
超え、500平方メー
トル以内のもの 1
49,940円

(3) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が5
00平方メートルを
超え、1,000平方メ
ートル以内のもの

166,050円

- (4) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が
1,000平方メートル
を超え、2,000平方
メートル以内のも
の 189,410円
- (5) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が
2,000平方メートル
を超え、1万平方
メートル以内のも
の 226,330円
- (6) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が
1万平方メートル
を超え、5万平方
メートル以内のも
の 300,590円
- (7) 当該計画の変更
に係る建築物の床

174,350円

- (4) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が
1,000平方メートル
を超え、2,000平方
メートル以内のも
の 198,880円
- (5) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が
2,000平方メートル
を超え、1万平方
メートル以内のも
の 237,640円
- (6) 当該計画の変更
に係る建築物の床
面積の2分の1が
1万平方メートル
を超え、5万平方
メートル以内のも
の 315,610円
- (7) 当該計画の変更
に係る建築物の床

<p>イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>55</u> <u>2,120円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>金額</u> を合計した額</p> <p>(1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以</p>	<p>イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性が確かめられた建築物の場合</p>	<p>面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>57</u> <u>9,720円</u></p> <p>1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>額</u> を合計した額</p> <p>(1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以</p>
--	--	--	---

	<p>内のもの <u>90,470</u> <u>円</u></p> <p>(2) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が2 00平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの <u>1</u> <u>02,100円</u></p> <p>(3) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が5 00平方メートルを 超え、1,000平方メ ートル以内のもの <u>113,830円</u></p> <p>(4) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が 1,000平方メートル を超え、2,000平方 メートル以内のも の <u>125,460円</u></p> <p>(5) 当該計画の変更</p>		<p>内のもの <u>94,990</u> <u>円</u></p> <p>(2) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が2 00平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの <u>1</u> <u>07,200円</u></p> <p>(3) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が5 00平方メートルを 超え、1,000平方メ ートル以内のもの <u>119,520円</u></p> <p>(4) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が 1,000平方メートル を超え、2,000平方 メートル以内のも の <u>131,730円</u></p> <p>(5) 当該計画の変更</p>	
--	--	--	--	--

		<p>に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>142,390円</u></p> <p>(6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>179,520円</u></p> <p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>303,550円</u></p>			<p>に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>149,500円</u></p> <p>(6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>188,490円</u></p> <p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>318,720円</u></p>
<p>3 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査</p> <p>(1) 建築物 ((2)に掲げる部分を除く。)に係るもの</p>	<p>建築物 完了検査申請 手数料</p>		<p>3 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査</p> <p>(1) 建築物 ((2)に掲げる部分を除く。)に係るもの</p>	<p>建築物 完了検査申請 手数料</p>	

<p>ア 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（建築にあつては、イに掲げる場合を除く。）</p>	<p>1 件につき <u>18,360</u> 円（法第7条の3第1項の規定による中間検査（以下この項及び4の項において「中間検査」という。）を受けた場合にあつては、<u>16,320</u>円）</p>	<p>ア 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（建築にあつては、イに掲げる場合を除く。）</p>	<p>1 件につき <u>19,270</u> 円（法第7条の3第1項の規定による中間検査（以下この項及び4の項において「中間検査」という。）を受けた場合にあつては、<u>17,130</u>円）</p>
<p>(ア) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの</p>	<p>1 件につき <u>37,740</u> 円（中間検査を受けた場合にあつては、<u>36,720</u>円）</p>	<p>(ア) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの</p>	<p>1 件につき <u>39,620</u> 円（中間検査を受けた場合にあつては、<u>38,550</u>円）</p>
<p>(イ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	<p>1 件につき <u>42,840</u> 円（中間検査を受け</p>	<p>(イ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	<p>1 件につき <u>44,980</u> 円（中間検査を受け</p>
<p>(ウ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物</p>	<p>1 件につき <u>42,840</u> 円（中間検査を受け</p>	<p>(ウ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物</p>	<p>1 件につき <u>44,980</u> 円（中間検査を受け</p>

<p>を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>た場合にあつては、<u>4,1,820円</u>)</p>	<p>を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>た場合にあつては、<u>4,3,910円</u>)</p>
<p>(エ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>68,340円</u> (中間検査を受けた場合にあつては、<u>6,6,300円</u>)</p>	<p>(エ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>71,750円</u> (中間検査を受けた場合にあつては、<u>9,610円</u>)</p>
<p>(オ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方</p>	<p>1件につき <u>122,400円</u> (中間検査を受けた場合にあつては、<u>1,20,360円</u>)</p>	<p>(オ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方</p>	<p>1件につき <u>128,520円</u> (中間検査を受けた場合にあつては、<u>1,26,370円</u>)</p>

<p>メートル以内のもの</p> <p>(カ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>182,580</u>円（中間検査を受けた場合にあつては、<u>172,380</u>円）</p>	<p>メートル以内のもの</p> <p>(カ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>191,700</u>円（中間検査を受けた場合にあつては、<u>180,990</u>円）</p>
<p>(キ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>278,460</u>円（中間検査を受けた場合にあつては、<u>268,260</u>円）</p>	<p>(キ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>292,380</u>円（中間検査を受けた場合にあつては、<u>281,670</u>円）</p>
<p>(ク) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積</p>	<p>1件につき <u>391,680</u>円（中間検査を受けた場合にあつては、<u>381,480</u>円）</p>	<p>(ク) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積</p>	<p>1件につき <u>411,260</u>円（中間検査を受けた場合にあつては、<u>400,550</u>円）</p>

<p>に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(ケ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(コ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの</p> <p>イ _____ _____ _____</p>	<p>1件につき <u>487,560円</u>(中間検査を受けた場合にあつては、<u>477,360円</u>)</p> <p>1件につき <u>910,860円</u>(中間検査を受けた場合にあつては、<u>900,660円</u>)</p> <p>1件につき左欄の<u>アに定める額に次の区分に応じそれぞれに</u></p>	<p>に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(ケ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(コ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの</p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項において</u></p>	<p>1件につき <u>511,930円</u>(中間検査を受けた場合にあつては、<u>501,220円</u>)</p> <p>1件につき <u>956,400円</u>(中間検査を受けた場合にあつては、<u>945,690円</u>)</p>	
--	---	---	---	--

<p><u>建築物省エネ法</u> <u>第</u> 11条第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）をした場合 <u>(新設)</u></p>	<p><u>定める金額を加えた</u> <u>額</u> <u>(新設)</u></p>	<p><u>「建築物省エネ法」という。）第</u> 11条第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）をした場合 <u>(ア) 一戸建ての住宅(1棟の建築物からなる1戸の住宅(基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。))をいう。以下この項において同じ。))の場合</u></p>	<p><u>1件につき左欄のA</u> <u>に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた</u> <u>額</u> <u>(1) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が200平方メートル以内のもの 8,320円</u> <u>(2) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が200平方メートルを超えるもの 9,360円</u></p>	<p><u>1件につき左欄のA</u> <u>に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた</u> <u>額</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。))の場合</u></p>	<p><u>1件につき左欄のA</u> <u>に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた</u> <u>額</u></p>	<p><u>1件につき左欄のA</u> <u>に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた</u> <u>額</u></p>

				<p>(1) <u>当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの</u> 16,640円</p>
				<p>(2) <u>当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000㎡以内のもの</u> 29,130円</p>
				<p>(3) <u>当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000㎡以内のもの</u> 53,060円</p>
				<p>(4) <u>当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、10,000㎡以内のもの</u> 81,150円</p>
				<p>(5) <u>当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超えるもの</u></p>

		<p>(ウ) <u>非住宅建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。）の場合</u></p>	<p><u>為に係る住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え、25,000㎡以内のもの 144,610円</u></p> <p><u>(6) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超え、50,000㎡以内のもの 245,530円</u></p> <p><u>(7) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が50,000平方メートルを超えるもの 432,800円</u></p> <p><u>1件につき左欄のAに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額</u></p> <p><u>(1) 当該特定建築行為に係る非住宅部</u></p>	
--	--	---	--	--

(新設)

(1) 当該特定建築行為に係る非住宅部分 （建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同

分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの 44,730円（基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途のみに供する建築物（以下この項において「工場等建築物」という。）にあつては、9,360円）

(2) 当該特定建築行為に係る非住宅部分 _____

じ。)の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの 5
6,100円 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) 第10条第1号に規定する工場等の用途のみに供する建築物 (以下この項において「工場等建築物」という。)) にあつては、13,260円)

(2) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 7

_____の床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 5
7,220円 (工場等建築物 _____

_____に
あつては、13,520円)

(3) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 7

4,460円（工場等建築物にあつては、19,380円）

(3) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 120,360円（工場等建築物にあつては、47,940円）

(4) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 157,080円（工場等建築物にあつては、72,420円）

(5) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1万

5,940円（工場等建築物にあつては、19,760円）

(4) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 122,760円（工場等建築物にあつては、48,890円）

(5) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 160,220円（工場等建築物にあつては、74,900円）

(6) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1万

平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 188,700円 (工場等建築物にあつては、90,780円)

(6) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 221,340円 (工場等建築物にあつては、112,200円)

(7) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの 286,620円 (工場等建築物にあつては、156,060円)

(新設)

平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 193,510円 (工場等建築物にあつては、92,590円)

(7) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 226,800円 (工場等建築物にあつては、114,440円)

(8) 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの 293,390円 (工場等建築物にあつては、160,220円)

1件につき左欄の

(エ) 複合建築物の場合

			<u>(イ)に定める額と</u> <u>同欄の(ウ)に定め</u> <u>る額とを合計した額</u>		
(2) 建築設備に係るもの		1件につき <u>31,620円</u>	(2) 建築設備に係るもの		1件につき <u>33,200円</u>
4 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査	建築物 中間検査申請 手数料		4 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査	建築物 中間検査申請 手数料	
(1) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートル以内のもの		1件につき <u>16,320円</u>	(1) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートル以内のもの		1件につき <u>17,130円</u>
(2) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき <u>35,700円</u>	(2) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき <u>37,480円</u>
(3) 中間検査を行う部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件につき <u>39,780円</u>	(3) 中間検査を行う部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件につき <u>41,760円</u>
(4) 中間検査を行う部分の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき <u>57,120円</u>	(4) 中間検査を行う部分の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき <u>59,970円</u>
(5) 中間検査を行う部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1件につき <u>106,080円</u>	(5) 中間検査を行う部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1件につき <u>111,380円</u>
(6) 中間検査を行う部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1件につき <u>168,300円</u>	(6) 中間検査を行う部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1件につき <u>176,710円</u>
(7) 中間検査を行う部分の床面積が		1件につき <u>235,620円</u>	(7) 中間検査を行う部分の床面積が		1件につき <u>247,400円</u>

2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの			2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		
(8) 中間検査を行う部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		1件につき <u>273,360円</u>	(8) 中間検査を行う部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		1件につき <u>287,020円</u>
(9) 中間検査を行う部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの		1件につき <u>441,660円</u>	(9) 中間検査を行う部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの		1件につき <u>463,740円</u>
(10) 中間検査を行う部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの		1件につき <u>772,140円</u>	(10) 中間検査を行う部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの		1件につき <u>810,740円</u>
5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査	国等建築物確認手数料	1の項の(1)に定める額	5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査	国等建築物確認手数料	1の項の(1)に定める額
(1) (2) _____ に掲げる場合以外の場合 <u>(新設)</u>			(1) (2) <u>及び(3)</u> に掲げる場合以外の場合 <u>(2) 基準省令第1条第1項第2号イ</u> <u>(2) 及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を行う場合</u>		<u>1の項の(2)に定める額</u>
<u>(2)</u> 法第18条第5項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合		1の項の <u>(2)</u> に定める額	<u>(3)</u> 法第18条第5項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合		1の項の <u>(3)</u> に定める額
6 法第18条第5項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定	国等構造計算適合性判定手	2の項に定める額	6 法第18条第5項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定	国等構造計算適合性判定手	2の項に定める額

	数料	
7 法第18条第21項の規定による国等の建築物の完了検査 (1) 建築物 ((2)に掲げる部分を除く。)に係るもの (2) 建築設備に係るもの	国等完了検査 手数料	3の項の(1)に定める額 3の項の(2)に定める額
8 法第18条第29項の規定による国等の建築物の中間検査	国等中間検査 手数料	4の項に定める額

	数料	
7 法第18条第21項の規定による国等の建築物の完了検査 (1) 建築物 ((2)に掲げる部分を除く。)に係るもの (2) 建築設備に係るもの	国等完了検査 手数料	3の項の(1)に定める額 3の項の(2)に定める額
8 法第18条第29項の規定による国等の建築物の中間検査	国等中間検査 手数料	4の項に定める額

別表第3 (第6条関係)

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき <u>122,400円</u>

別表第3 (第6条関係)

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき <u>128,520円</u>

1の2 法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	道の位置の指定申請手数料	1件につき <u>51,000円</u>	1の2 法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	道の位置の指定申請手数料	1件につき <u>53,550円</u>
1の3 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	1の3 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき <u>33,660円</u>	2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき <u>35,340円</u>
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>33,660円</u>	3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>35,340円</u>
4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
6 法第47条ただし書の規定による	壁面線外にお	1件につき <u>163,200円</u>	6 法第47条ただし書の規定による	壁面線外にお	1件につき <u>171,360円</u>

る建築の許可の申請に対する審査	ける建築許可申請手数料		る建築の許可の申請に対する審査	ける建築許可申請手数料		
<p>7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合 以外の場合</p> <p>(2) 法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合</p> <p>(3) 法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要な政令で定める建築物に、住居</p>	<p>用途地域等における建築等許可申請手数料</p>	<p>1件につき <u>183,600円</u></p> <p>1件につき <u>122,400円</u></p> <p>1件につき <u>163,200円</u></p>	<p>7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合 以外の場合</p> <p>(2) 法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合</p> <p>(3) 法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要な政令で定める建築物に、住居</p>	<p>用途地域等における建築等許可申請手数料</p>	<p>1件につき <u>192,780円</u></p> <p>1件につき <u>128,520円</u></p> <p>1件につき <u>171,360円</u></p>	

の環境の悪化を防止するための国土交通省令で定める措置を講じる場合			の環境の悪化を防止するための国土交通省令で定める措置を講じる場合		
8 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	8 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
9 法第52条第6項第3号の規定による容積率に関する認定の申請に対する審査	容積率の認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	9 法第52条第6項第3号の規定による容積率に関する認定の申請に対する審査	容積率の認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
9の2 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	9の2 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
9の3 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	9の3 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>33,660円</u>	10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>35,340円</u>

11 法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	11 法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
12 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	12 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
13 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	13 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
14 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	14 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
15 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	15 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
15の2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区における特例容積率		15の2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区における特例容積率	

(1) 敷地の数が2である場合 (2) 敷地の数が3以上である場合	の限度の指定 申請手数料	1件につき <u>79,560円</u> 1件につき <u>79,560円</u> に 2を超える 敷地の数に <u>28,560円</u> を 乗じて得た 額を加算し た額	(1) 敷地の数が2である場合 (2) 敷地の数が3以上である場合	の限度の指定 申請手数料	1件につき <u>83,530円</u> 1件につき <u>83,530円</u> に 2を超える 敷地の数に <u>29,980円</u> を 乗じて得た 額を加算し た額
15の3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率の限度の指 定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適 用地区におけ る特例容積率 の限度の指定 の取消し申請 手数料	1件につき <u>6,520円</u> に 現に存する 敷地の数に <u>12,240円</u> を 乗じて得た 額を加算し た額	15の3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率の限度の指 定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適 用地区におけ る特例容積率 の限度の指定 の取消し申請 手数料	1件につき <u>6,840円</u> に 現に存する 敷地の数に <u>12,850円</u> を 乗じて得た 額を加算し た額
15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの特例の 許可の申請に対する審査	特例容積率適 用地区におけ る建築物の高 さの特例許可 申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの特例の 許可の申請に対する審査	特例容積率適 用地区におけ る建築物の高 さの特例許可 申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
16 法第58条第2項の規定による 建築物の高さの許可の申請に対 する審査	高度地区にお ける建築物の 高さの許可申 請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	16 法第58条第2項の規定による 建築物の高さの許可の申請に対 する審査	高度地区にお ける建築物の 高さの許可申 請手数料	1件につき <u>171,360円</u>

17 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	17 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
17の2 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	17の2 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
18 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	18 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
18の2 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第5項第2号の規定による建築物の壁面の位	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最	1件につき <u>163,200円</u>	18の2 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第5項第2号の規定による建築物の壁面の位	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最	1件につき <u>171,360円</u>

置に関する特例の許可の申請に対する審査	低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料			置に関する特例の許可の申請に対する審査	低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料		
18の3 法第67条第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>		18の3 法第67条第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>	
18の4 法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>		18の4 法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>	
18の5 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限	1件につき <u>27,540円</u>		18の5 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限	1件につき <u>28,910円</u>	

	の適用除外に係る認定申請手数料			の適用除外に係る認定申請手数料	
19 法第68条の3第1項の規定による容積率、同条第2項の規定による建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	19 法第68条の3第1項の規定による容積率、同条第2項の規定による建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
20 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	20 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
20の2 法第68条の3第7項の規定による建築物の用途に関する	開発整備促進区における用	1件につき <u>27,540円</u>	20の2 法第68条の3第7項の規定による建築物の用途に関する	開発整備促進区における用	1件につき <u>28,910円</u>

制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		
21 法第68条の4第1項の規定による容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	<u>27,540円</u>	21 法第68条の4第1項の規定による容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	<u>28,910円</u>
22 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	<u>163,200円</u>	22 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	<u>171,360円</u>
23 法第68条の5の5第1項の規定による容積率又は同条第2項の規定による高さの特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における容積率又は高さの特例に係	1件につき	<u>27,540円</u>	23 法第68条の5の5第1項の規定による容積率又は同条第2項の規定による高さの特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における容積率又は高さの特例に係	1件につき	<u>28,910円</u>

	る認定申請手数料				る認定申請手数料		
24 法第68条の5の6第1項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建蔽率の特例に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>		24 法第68条の5の6第1項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建蔽率の特例に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>	
25 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>		25 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>	
26 法第85条第6項の規定による仮設建築物建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間1年以内）	1件につき <u>61,200円</u>		26 法第85条第6項の規定による仮設建築物建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間1年以内）	1件につき <u>64,260円</u>	
(1) 仮設の期間が3箇月以内の場合				(1) 仮設の期間が3箇月以内の場合			
(2) その他の場合		1件につき <u>122,400円</u>		(2) その他の場合		1件につき <u>128,520円</u>	
26の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間1年超）	1件につき <u>163,200円</u>		26の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間1年超）	1件につき <u>171,360円</u>	
27 法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計等による一団地の建築物の特			27 法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計等による一団地の建築物の特		

<p>(1) 建築物の数が1又は2である場合</p> <p>(2) 建築物の数が3以上である場合</p>	<p>例認定申請手数料</p>	<p>1件につき <u>79,560円</u></p> <p>1件につき <u>79,560円</u>に2を超える建築物の数に<u>28,560円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>(1) 建築物の数が1又は2である場合</p> <p>(2) 建築物の数が3以上である場合</p>	<p>例認定申請手数料</p>	<p>1件につき <u>83,530円</u></p> <p>1件につき <u>83,530円</u>に2を超える建築物の数に<u>29,980円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>28 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料</p>	<p>1件につき <u>79,560円</u></p> <p>1件につき <u>79,560円</u>に1を超える建築物の数に<u>28,560円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>28 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料</p>	<p>1件につき <u>83,530円</u></p> <p>1件につき <u>83,530円</u>に1を超える建築物の数に<u>29,980円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>28の2 法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関</p>	<p>総合的設計等による敷地内</p>		<p>28の2 法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関</p>	<p>総合的設計等による敷地内</p>	

<p>する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物の数が1又は2である場合</p> <p>(2) 建築物の数が3以上である場合</p>	<p>に広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき <u>224,400円</u></p> <p>1件につき <u>224,400円</u>に2を超える建築物の数に<u>28,560円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物の数が1又は2である場合</p> <p>(2) 建築物の数が3以上である場合</p>	<p>に広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき <u>235,620円</u></p> <p>1件につき <u>235,620円</u>に2を超える建築物の数に<u>29,980円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>28の3 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき <u>224,400円</u></p> <p>1件につき <u>224,400円</u>に1を超える建築物の数に<u>28,560円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>28の3 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき <u>235,620円</u></p> <p>1件につき <u>235,620円</u>に1を超える建築物の数に<u>29,980円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>

<p>29 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</p>	<p>1件につき <u>79,560円</u></p> <p>1件につき <u>79,560円</u>に1を超える建築物の数に<u>28,560円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>29 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</p>	<p>1件につき <u>83,530円</u></p> <p>1件につき <u>83,530円</u>に1を超える建築物の数に<u>29,980円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>29の2 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき <u>224,400円</u></p> <p>1件につき <u>224,400円</u></p>	<p>29の2 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき <u>235,620円</u></p> <p>1件につき <u>235,620円</u></p>

る場合		に1を超え る建築物の 数に <u>28,560</u> 円を乗じて 得た額を加 算した額	る場合		に1を超え る建築物の 数に <u>29,980</u> 円を乗じて 得た額を加 算した額
29の3 法第86条の2第3項の規 定による一敷地内許可建築物以 外の建築物の建築の許可の申請 に対する審査 (1) 建築物（一敷地内許可建 築物を除く。以下この項にお いて同じ。）の数が1である 場合 (2) 建築物の数が2以上であ る場合	一敷地内許可 建築物以外の 建築物の建築 許可申請手数 料	1件につき <u>224,400円</u> 1件につき <u>224,400円</u> に1を超え る建築物の 数に <u>28,560</u> 円を乗じて 得た額を加 算した額	29の3 法第86条の2第3項の規 定による一敷地内許可建築物以 外の建築物の建築の許可の申請 に対する審査 (1) 建築物（一敷地内許可建 築物を除く。以下この項にお いて同じ。）の数が1である 場合 (2) 建築物の数が2以上であ る場合	一敷地内許可 建築物以外の 建築物の建築 許可申請手数 料	1件につき <u>235,620円</u> 1件につき <u>235,620円</u> に1を超え る建築物の 数に <u>29,980</u> 円を乗じて 得た額を加 算した額
30 法第86条の5第1項の規定に よる一の敷地とみなすこと等の 認定又は許可の取消しの申請に	一の敷地とみ なすこと等の 認定又は許可	1件につき <u>6,520円</u> に 現に存する 建築物の数	30 法第86条の5第1項の規定に よる一の敷地とみなすこと等の 認定又は許可の取消しの申請に	一の敷地とみ なすこと等の 認定又は許可	1件につき <u>6,840円</u> に 現に存する 建築物の数

対する審査	の取消し申請 手数料	に12,240円 を乗じて得 た額を加算 した額	対する審査	の取消し申請 手数料	に12,850円 を乗じて得 た額を加算 した額
31 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅 施設に関する 都市計画に基 づく建築物の 容積率、建蔽 率、外壁の後 退距離又は高 さに関する制 限の適用除外 に係る認定申 請手数料	1件につき 27,540円	31 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅 施設に関する 都市計画に基 づく建築物の 容積率、建蔽 率、外壁の後 退距離又は高 さに関する制 限の適用除外 に係る認定申 請手数料	1件につき 28,910円
31の2 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの アイ_____に掲げる場合以外の場合	既存の一の建 築物について 2以上の工事 に分けて工事 を行う場合の 制限の緩和に 係る認定申請 手数料	1件につき 9,180円	31の2 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の場合	既存の一の建 築物について 2以上の工事 に分けて工事 を行う場合の 制限の緩和に 係る認定申請 手数料	1件につき 9,840円

<p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>18,360円</u></p>	<p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>19,680円</u></p> <p>1件につき <u>17,000円</u></p>	
<p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>ア <u>イ</u>に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>31,620円</u></p>	<p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>ア <u>イ及びウ</u>に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>32,830円</u></p>	
<p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>57,120円</u></p>	<p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>60,330円</u></p> <p>1件につき <u>54,120円</u></p>	
<p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>		<p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>		

<p>ア イ _____ に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>38,760円</u></p>	<p>ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき <u>41,440円</u></p>
<p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>1件につき <u>66,300円</u></p>	<p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>1件につき <u>69,650円</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>		<p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p><u>1件につき 62,600円</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>		<p><u>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>ア イ及びウに掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p><u>1件につき 68,950円</u></p> <p><u>1件につき 94,090円</u></p> <p><u>1件につき 84,420円</u></p>
<p><u>(4) 当該申請に係る床面積が2</u></p>		<p><u>(5) 当該申請に係る床面積が3</u></p>	

<p>00平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場 合</p>	1件につき	<u>61,200円</u>	<p>00平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場 合</p>	1件につき	<u>68,950円</u>
<p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	<u>88,740円</u>	<p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	1件につき	<u>94,090円</u>
<p>(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>157,080円</u>	<p>(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>166,540円</u>
<p>(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>214,200円</u>	<p>(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>227,430円</u>
<p>(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>377,400円</u>	<p>(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>405,930円</u>
<p>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>508,980円</u>	<p>(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<u>541,350円</u>
<p>(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5</p>	1件につき	<u>676,260円</u>	<p>(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5</p>	1件につき	<u>722,320円</u>

<p>万平方メートル以内のもの</p> <p><u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>		1件につき <u>1,103,640円</u>	<p>万平方メートル以内のもの</p> <p><u>(11)</u> 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>		1件につき <u>1,162,740円</u>
<p>31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査</p> <p>(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの</p> <p>アイ<u> </u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料</p>	<p>1件につき <u>9,180円</u></p> <p>1件につき <u>18,360円</u></p>	<p>31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査</p> <p>(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの</p> <p>アイ<u>及びウ</u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料</p>	<p>1件につき <u>9,840円</u></p> <p>1件につき <u>19,680円</u></p> <p><u>1件につき 17,000円</u></p>

<p>ア イ _____ に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>31,620円</u></p> <p>1件につき <u>57,120円</u></p>		<p>ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>32,830円</u></p> <p>1件につき <u>60,330円</u></p> <p>1件につき <u>54,120円</u></p>		
<p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>			<p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>			
<p>ア イ _____ に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>38,760円</u></p> <p>1件につき <u>66,300円</u></p>		<p>ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>41,440円</u></p> <p>1件につき <u>69,650円</u></p> <p>1件につき <u>62,600円</u></p>		
<p><u>(新設)</u></p>			<p><u>(4) 当該申請に係る床面積が2</u></p>			

<p>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>61,200円</u></p> <p>1件につき <u>88,740円</u></p> <p>1件につき <u>157,080円</u></p>	<p><u>00平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>ア イ及びウに掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p>(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき <u>68,950円</u></p> <p>1件につき <u>94,090円</u></p> <p>1件につき <u>84,420円</u></p> <p>1件につき <u>68,950円</u></p> <p>1件につき <u>94,090円</u></p> <p>1件につき <u>166,540円</u></p>	
---	--	---	--	--

<p>(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>		<p>1件につき <u>214,200円</u></p> <p>1件につき <u>377,400円</u></p> <p>1件につき <u>508,980円</u></p> <p>1件につき <u>676,260円</u></p> <p>1件につき <u>1,103,640円</u></p>	<p>(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき <u>227,430円</u></p> <p>1件につき <u>405,930円</u></p> <p>1件につき <u>541,350円</u></p> <p>1件につき <u>722,320円</u></p> <p>1件につき <u>1,162,740円</u></p>	
<p>31の4 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 当該申請に係る床面積が3</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和</p>		<p>31の4 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 当該申請に係る床面積が3</p>	<p>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和</p>	

0平方メートル以内のもの	和に係る認定			0平方メートル以内のもの	和に係る認定		
ア <u>イ</u> に掲げる場合以外の場合	申請手数料	1件につき	<u>9,180円</u>	ア <u>イ及びウ</u> に掲げる場合以外の場合	申請手数料	1件につき	<u>9,840円</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	<u>18,360円</u>	イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	<u>19,680円</u>
<u>(新設)</u>				<u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>		1件につき	<u>17,000円</u>
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの				(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			
ア <u>イ</u> に掲げる場合以外の場合		1件につき	<u>31,620円</u>	ア <u>イ及びウ</u> に掲げる場合以外の場合		1件につき	<u>32,830円</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	<u>57,120円</u>	イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	<u>60,330円</u>
<u>(新設)</u>				<u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>		1件につき	<u>54,120円</u>

<p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>ア <u>イ</u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>38,760円</u></p> <p>1件につき <u>66,300円</u></p>	<p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>ア <u>イ及びウ</u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p>(4) <u>当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>ア イ及びウに掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規</u></p>	<p>1件につき <u>41,440円</u></p> <p>1件につき <u>69,650円</u></p> <p><u>1件につき 62,600円</u></p> <p><u>1件につき 68,950円</u></p> <p><u>1件につき 94,090円</u></p> <p><u>1件につき 84,420円</u></p>	
--	---	---	---	--

<p>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>1件につき 1件につき</p>	<p><u>61,200円</u> <u>88,740円</u></p>	<p><u>定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> (5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>1件につき 1件につき</p>	<p><u>68,950円</u> <u>94,090円</u></p>
<p>(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>157,080円</u></p>	<p>(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>166,540円</u></p>
<p>(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>214,200円</u></p>	<p>(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>227,430円</u></p>
<p>(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>377,400円</u></p>	<p>(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>405,930円</u></p>
<p>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>508,980円</u></p>	<p>(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、</p>	<p>1件につき</p>	<p><u>541,350円</u></p>

1 万平方メートル以内のもの <u>(9)</u> 当該申請に係る床面積が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が 5 万平方メートルを超えるも の		1件につき <u>676,260円</u>	1万平方メートル以内のもの <u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>(11)</u> 当該申請に係る床面積が 5 万平方メートルを超えるも の		1件につき <u>722,320円</u>	1件につき <u>1,162,740円</u>
31の5 法第87条の2第2項にお いて準用する法第86条の8第3 項の規定による既存の一の建築 物について2以上の工事に分け て用途の変更に伴う工事を行う 場合の制限の緩和に係る認定の 変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が3 0平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以 外の場合 イ 法第20条第1項第1号か ら第3号までに規定する基 準への適合性審査を必要と する場合 <u>(新設)</u>	既存の一の建 築物について 2以上の工事 に分けて用途 の変更に伴う 工事を行う場 合の制限の緩 和に係る認定 変更申請手数 料	1件につき <u>9,180円</u> 1件につき <u>18,360円</u>	31の5 法第87条の2第2項にお いて準用する法第86条の8第3 項の規定による既存の一の建築 物について2以上の工事に分け て用途の変更に伴う工事を行う 場合の制限の緩和に係る認定の 変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が3 0平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以 外の場合 イ 法第20条第1項第1号か ら第3号までに規定する基 準への適合性審査を必要と する場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第 20条第1項第4号イに規定</u>	既存の一の建 築物について 2以上の工事 に分けて用途 の変更に伴う 工事を行う場 合の制限の緩 和に係る認定 変更申請手数 料	1件につき <u>9,840円</u> 1件につき <u>19,680円</u> 1件につき <u>17,000円</u>	

<p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>ア <u>イ</u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1件につき <u>31,620円</u></p> <p>1件につき <u>57,120円</u></p>		<p><u>する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p> <p>ア <u>イ及びウ</u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p><u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>32,830円</u></p> <p>1件につき <u>60,330円</u></p> <p>1件につき <u>54,120円</u></p>		
<p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>ア <u>イ</u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>1件につき <u>38,760円</u></p> <p>1件につき <u>66,300円</u></p>		<p>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>ア <u>イ及びウ</u>に掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p>	<p>1件につき <u>41,440円</u></p> <p>1件につき <u>69,650円</u></p>		

<u>(新設)</u>			<u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u> <u>62,600円</u>
<u>(新設)</u>			<u>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u>	
			<u>ア イ及びウに掲げる場合以外の場合</u>	<u>1件につき</u> <u>68,950円</u>
			<u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u> <u>94,090円</u>
			<u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u> <u>84,420円</u>
<u>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>ア イに掲げる場合以外の場合</u> <u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基</u>		1件につき <u>61,200円</u>		
		1件につき <u>88,740円</u>		
			<u>(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>	
			<u>ア イに掲げる場合以外の場合</u>	<u>1件につき</u> <u>68,950円</u>
			<u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基</u>	<u>1件につき</u> <u>94,090円</u>

<p>準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>		<p>1件につき <u>157,080円</u></p> <p>1件につき <u>214,200円</u></p> <p>1件につき <u>377,400円</u></p> <p>1件につき <u>508,980円</u></p> <p>1件につき <u>676,260円</u></p> <p>1件につき <u>1,103,640円</u></p>	<p>準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>		<p>1件につき <u>166,540円</u></p> <p>1件につき <u>227,430円</u></p> <p>1件につき <u>405,930円</u></p> <p>1件につき <u>541,350円</u></p> <p>1件につき <u>722,320円</u></p> <p>1件につき <u>1,162,740円</u></p>	
<p>31の6 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更し</p>	<p>建築物の用途を変更して興</p>		<p>31の6 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更し</p>	<p>建築物の用途を変更して興</p>		

<p>て1年以内の期間を定めて、興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 使用する期間が3箇月以内の場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間1年以内）</p>	<p>1件につき <u>61,200円</u></p> <p>1件につき <u>122,240円</u></p>	<p>て1年以内の期間を定めて、興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 使用する期間が3箇月以内の場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間1年以内）</p>	<p>1件につき <u>64,260円</u></p> <p>1件につき <u>128,350円</u></p>
<p>31の7 法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して1年を超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間1年超）</p>	<p>1件につき <u>163,200円</u></p>	<p>31の7 法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して1年を超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合は制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間1年超）</p>	<p>1件につき <u>171,360円</u></p>
<p>32 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。）</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の</p>	<p>建築設備確認申請手数料</p>	<p>1件につき <u>23,460円</u></p> <p>1件につき <u>16,320円</u></p>	<p>32 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。）</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の</p>	<p>建築設備確認申請手数料</p>	<p>1件につき <u>24,630円</u></p> <p>1件につき <u>17,130円</u></p>

計画の変更をして建築設備を設置する場合			計画の変更をして建築設備を設置する場合		
33 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の完了検査申請に対する検査	建築設備完了検査申請手数料	1件につき <u>31,620円</u>	33 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の完了検査申請に対する検査	建築設備完了検査申請手数料	1件につき <u>33,200円</u>
34 法第88条において準用する法第6条第1項の規定による工作物の確認の申請に対する審査 (1) 工作物を築造する場合 (2)に掲げる場合を除く。 (2) 確認を受けた工作物の計画を変更をして工作物を築造する場合	工作物確認申請手数料	1件につき <u>37,740円</u> 1件につき <u>26,520円</u>	34 法第88条において準用する法第6条第1項の規定による工作物の確認の申請に対する審査 (1) 工作物を築造する場合 (2)に掲げる場合を除く。 (2) 確認を受けた工作物の計画を変更をして工作物を築造する場合	工作物確認申請手数料	1件につき <u>39,620円</u> 1件につき <u>27,840円</u>
35 法第88条において準用する法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請に対する検査	工作物完了検査申請手数料	1件につき <u>38,760円</u>	35 法第88条において準用する法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請に対する検査	工作物完了検査申請手数料	1件につき <u>40,690円</u>
36 法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査	国等建築設備確認手数料	32の項に定める額	36 法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査	国等建築設備確認手数料	32の項に定める額
37 法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定による	国等建築設備完了検査手数料	33の項に定める額	37 法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定による	国等建築設備完了検査手数料	33の項に定める額

国等の建築設備の完了検査	料		国等の建築設備の完了検査	料	
38 法第88条において準用する法第18条第3項の規定による国等の工作物の設置等に関する通知に対する審査	国等工作物確認手数料	34の項に定める額	38 法第88条において準用する法第18条第3項の規定による国等の工作物の設置等に関する通知に対する審査	国等工作物確認手数料	34の項に定める額
39 法第88条において準用する法第18条第21項の規定による国等の工作物の完了検査	国等工作物完了検査手数料	35の項に定める額	39 法第88条において準用する法第18条第21項の規定による国等の工作物の完了検査	国等工作物完了検査手数料	35の項に定める額
40 令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	40 令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
41 令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	41 令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
42 令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	42 令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>

